

3. F A Q

3. F A Q

1. かかりつけ医機能報告

Q1. かかりつけ医機能報告制度で医療機関が実施することを教えてください。

▶ 本制度に基づき医療機関に実施いただきたい事項は、主に以下 3 つになります。

①報告：毎年1~3月にかかりつけ医機能の内容について都道府県にご報告をお願いします。

②院内掲示：かかりつけ医機能を有する医療機関の要件として、報告したかかりつけ医機能の一定の内容を院内提示する必要があります。

③患者説明：おおむね 4 か月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者・家族から求めがあったときは、治療計画等のご説明に努めて頂くようお願いします。

Q2.1号機能の報告事項「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」は、どのような研修が該当しますか。

▶ 「かかりつけ医機能に関する研修」で報告いただく研修は、当面の間、報告を行う医療機関において「かかりつけ医機能」に関連すると考える任意の研修を報告していただくようお願いいたします。

なお、報告対象となる望ましい研修項目につきましては、「かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について（通知）」（医政総発0827第1号）にて整理しておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

3. F A Q

Q3. 1号機能を有する医療機関として報告するためには、幅広い診療領域・疾患に対応できることが必須ですか。

各医療機関において全ての診療領域・疾患への対応が必須というものではありません。17の診療領域のうちいずれかの診療領域について一次診療を行うことができ、医療に関する患者からの相談に応じることができる場合は1号機能を有する医療機関としてご報告いただくことが可能です。

かかりつけ医機能が「有り」となる要件についての詳細は本マニュアルのP6をご確認ください。

Q4. どのような場合に「患者への説明」が必要ですか。

おおむね4か月以上継続して医療を提供することが見込まれる場合で、患者やご家族から求めがあった際に、治療計画等のご説明に努めて頂くようお願いいたします。

なお、厚生労働省ホームページにおいて「患者説明様式（例）」を掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。（必ずしもこちらの様式により説明を行う必要はなく、任意の様式で実施いただいても差し支えありません。）

3. F A Q

Q5. かかりつけ医機能報告制度により、医療機関にはどのようなメリットがありますか。

各医療機関から報告されたかかりつけ医機能の情報は、厚生労働省が運用する医療情報ネット（ナビイ）※を通じて国民や患者に広く公開されるため、国民や患者がかかりつけ医を見つけやすくなり、貴院の特徴や取り組みも広く周知されます。

※医療情報ネット（ナビイ）：厚生労働省が運用する、診療日や診療科目といった一般的な情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関を検索することのできるシステムです。

2. G-MISの操作手順

Q6. かかりつけ医機能報告を行うために新たにG-MISのアカウント申請が必要ですか。

医療機能情報提供制度において、既にG-MISのアカウントを有している場合は、当該アカウントにてかかりつけ医機能報告が可能となりますので、新規申請は不要です。

一方で、まだG-MISのアカウントを有していない医療機関におかれては、新規アカウント申請が必要になりますので、各都道府県の案内を確認の上、アカウントの申請をお願いいたします。

3. F A Q

Q7. G-MISログイン画面のログインID・パスワードが分からない場合、どのように対処すればよいですか。

▶ ＜ユーザ名（ログインID）をお忘れの場合＞

ユーザ名（ログインID）は、G-MIS事務局からのメールに記載されています。G-MIS事務局からメールが届いていないか（※）ご確認ください。

メールが確認出来たら、メールに記載されている「パスワードリセット用URL」にアクセスし、「ユーザ名」でログインいただきますようお願いいたします。

（※）送信元、件名で「G-MIS」などのキーワードでメールボックスの検索をお願いします。送信元のメールアドレスは、令和5年度までは「info@g-mis.net」、令和6年度からは、「helpdesk@gmis.mhlw.go.jp」メールアドレスから送付しております。

＜パスワードをお忘れの場合＞

G-MISログイン画面_（※）の「パスワードをお忘れですか？」のリンクをクリックし、

ユーザ名（ログインID）を入力いただくことで、登録されているメールアドレスに、パスワードリセットの案内メールが送信されます。

（※）G-MISログイン画面：<https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

Q8. G-MISへ入力したかかりつけ医機能報告の内容を印刷できますか。

▶ 院内掲示用の帳票を出力可能です。また、院内回覧用の帳票もPDF形式で出力可能ですので、必要に応じて印刷しご活用ください。

3. F A Q

Q9. 保険医療機関番号の突合に失敗し、「データベースとの照合に失敗しました」というエラーが表示された場合、どのように対処すればよいですか。

「保険医療機関番号確認画面」においてエラーメッセージが表示される場合、以下のケースが考えられます。

※照合先の「保険医療機関番号」に対し、入力する照合元を「医療機関コード」と記載します。

< 誤った医療機関コードを入力した場合 >

正しい医療機関コードを入力してください。

なお、照合先のデータベースは厚生局データに基づいて作成・更新が行われますが、この厚生局データは前年度3月末時点のデータと照合します。今年度中に保険医療機関番号が変更になっている場合も、前年度3月末時点の医療機関コードを入力してください。

< 非保険医療機関（自由診療の診療所等）の場合 >

非保険医療機関（自由診療の診療所等）は、NDBへのデータ収載がないため、NDBデータからのプレプリントは行えません。データベースとの照合はできませんので、「スキップ」をクリックし定期報告を開始してください。

Q10. 定期報告時、前年度の情報をプレプリントしたいが、「保険医療機関番号確認」画面で、誤って「スキップする」を押下してしまった場合、どのように対処すればよいですか。

かかりつけ医機能報告の定期報告における「保険医療機関番号確認画面」にて「スキップする」を押下した場合、次回以降のアクセス時は調査票入力画面に遷移します。

データベースと照合し、診療報酬項目の「算定回数」および「レセプト件数」の前年度実績件数をプレプリントを希望する場合に、「保険医療機関番号確認画面」にて誤って「スキップする」を押下してしまった場合は、定期報告を取消し、あらためて当該画面からご入力ください。

なお、取消した場合、入力途中の定期報告の内容は削除され復元することができませんのでご注意ください。

4. 問い合わせ窓口

4. 問い合わせ窓口

問い合わせ窓口

- 報告制度に関するお問い合わせ

かかりつけ医機能報告の制度に関することについては各都道府県にお問合せください。

- G-MISのシステム操作に関するお問い合わせ

※ ユーザ名やアカウントの発行、G-MISの画面操作方法、システム障害発生等についてはこちらにお問い合わせください。

厚生労働省G-MIS事務局

メール： helpdesk@gmis.mhlw.go.jp

電話番号：050-3355-8230(土日祝日を除く平日9時～17時)